

# 「長崎県議会ハラスメント専門相談窓口」 の開設について

長崎県議会では、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、令和6年2月定例会議会で、ハラスメントを防止するために必要な事項を定めた「長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例」を制定。この条例に基づき、令和6年6月1日（条例施行日）に「長崎県議会ハラスメント専門相談窓口」を開設しました。

ご相談していただける方

長崎県議会議員によるハラスメントにかかる被害を申し立てる者

ご相談の概要は長崎県議会議長に報告させていただきます。ただし、個人情報については共有されません。

相談は無料で、匿名での相談も可能です。

この窓口の設置、運営は「**一般社団法人 日本ハラスメント協会**」に業務を委託しています。

公認心理師、臨床心理士、認定ハラスメント相談員等のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者が業務にあたります。

まずは身近な相談窓口をご活用していただいてもかまいません。

相談方法	対応時間	詳細
電話	10:00～19:00 日曜・祝日・お盆期間（8月13日～8月15日）・ 年末年始（12月29日～1月3日）を除く	: 0120-546-509
メール	24時間	✉ : <a href="mailto:harasumentt@yahoo.co.jp">harasumentt@yahoo.co.jp</a> お名前（匿名可）、ご相談内容を記載の上、 上記メールアドレスまでご送信ください。
FAX	24時間	☎ : 050-3588-1422 お名前（匿名可）、ご相談内容を記載の上、 上記番号までご送信ください。
面談	電話対応可能時間と同じ	予約制で1回につき60分までとなっています。 電話相談窓口にお電話いただき日時等をご予約ください。

本制度に関する問合せ：長崎県議会事務局総務課（直通：095-894-3622）



## 長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例について

- 長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例については、議会運営委員会発議による議員提案条例として、令和6年2月定例会開会日（令和6年2月20日）に上程され、全会一致で可決・成立。  
（令和6年3月1日公布・令和6年6月1日施行）
- 議会におけるハラスメント防止に関する条例を制定している都道府県は、福岡県議会（令和4年7月制定）、大阪府議会（令和5年2月制定）の2府県であり、本県は全国3番目の制定となった。
- 国の実態調査において、様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態が示された。このような現状を踏まえ、長崎県議会議員による何人に対するハラスメントも防止することを目的とする条例を制定することにより、県議会が自らの行動を厳しく律し、率先してハラスメントを根絶するように取り組む。
- 本条例の制定と併せて、全ての県民に人権尊重や人権侵害の防止を広く訴えらるとともに、人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会を実現するため、人権尊重に関する条例の制定を求める意見書を知事へ提出。

### < 本県の条例の特徴 >

先行事例である福岡県・大阪府の条例は、公平な政治参画の推進を主目的としているため、府県議会議員や議員になろうとする者、府県内の市町村議会議員へのハラスメントを対象としているが、本県の条例は、県議会内におけるあらゆるハラスメントの防止を主目的としているため、県議会議員や県職員を含む全ての県民を対象としている。

### < 条例の構成（概要） >

第1条（目的）	第9条（相談事案関係者の義務）
第2条（定義）	第10条（被害防止措置等）
第3条（議員の責務）	第11条（プライバシーの保護）
第4条（議長の責務）	第12条（取組状況の公表）
第5条（啓発及び研修）	第13条（議長の職務代行）
第6条（相談体制の整備）	第14条（各派代表者会議の構成員の除斥）
第7条（相談事案への対応）	第15条（委任）
第8条（調査協力義務）	